

令和5年（ワ）第1113号結婚式場解約金条項使用差止請求事件

原告 特定非営利法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

原告第4準備書面

令和6年6月12日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 内 橋 一 郎

弁護士 加 藤 昌 之

弁護士 谷 口 芙 美



第1 被告と全国消費生活相談員協会との合意の位置づけ

原告第1準備書面にて、被告が全国消費生活相談員協会との間で解約料条項差止請求に応じて規約を改定する旨の合意をしていたことを主張した。

本訴において、原告は、当該合意の事実について、消費者契約法第9条違反該当性及び同法第10条違反該当性を基礎づける評価根拠事実としてのみ主張するものである。

第2 電磁的記録の提出について

被告からは、証拠として、乙8, 9, 10, 11, 13, 14, 17, 19, 2

1号証が提出されている。

これらの証拠は紙媒体であるが、もともとはエクセル等の電磁的記録にて作成されていることは明らかである。このため、裁判所におかれては、民訴法第151条1項3号に基づく釈明処分として、上記各書証に対応する電磁的記録の提出を指示されたい。

上記各書証は、消費者契約法9条及び10条への違反を否定する証拠として被告から提出されているものであるが、原告が、今後の審理において反論を行うにあたり、その内容分析を行うことが不可欠である。しかし、膨大なデータであることから、紙媒体ではその分析作業が非常に困難であり、審理にも支障を生じかねない。データの分析作業を効率的に行うには、電磁的記録の提出を受ける必要性は非常に高い。

他方、電磁的記録の提出自体は、極めて容易な作業であり、被告に過大な負担を強いるものでもない。なお、固有名詞等マスキングが必要な部分については、提出する電磁的記録から削除することに異存はない。

以 上